

広島県都市計画審議会 第5回都市政策部会 議事録

日時 令和元年6月13日(木)13:30～15:12

場所 広島県庁北館2階第2会議室

目 次

1	開会	1
2	議事	2
	(1)第4回都市政策部会の修正案について	2
	(2)広島県都市計画制度運用方針(素案)の修正案について	12
3	閉会	22

広島県

1 開会

開会 13:30

○**司会** お待たせいたしました。ただいまから広島県都市計画審議会第 5 回都市政策部会を開催いたします。

初めに、部会を傍聴される方々にお願い申し上げます。

本日受付にて配付いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまことにありがとうございます。

それでは、まず、皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、会議次第、配席表、資料一覧、資料 1「都市政策部会委員及び幹事名簿」、資料 2「広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール」、資料 3「第 4 回都市政策部会における意見の対応整理表」、資料 4「将来像の実現に向けた基本方針」、資料 5 から 10「具体の制度運用」、資料 11「概ね 20 年後の都市づくりに向けた問題提起」、資料 12「広島県都市計画制度運用方針(素案)」、資料 13「広島県都市計画制度運用方針別冊(素案)」、資料 14「広島県都市計画制度運用方針の変更点について」。

以上でございます。

資料の漏れはございませんでしょうか。

(発言なし)

○**司会** それでは、議事に入ります前に、今後の検討スケジュールについて御説明いたします。

資料 2「広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール」をごらんください。

広島県都市計画制度運用方針の見直しにつきましては、昨年度、部会が 4 回開催され、広島県における都市の目指すべき将来像や具体の制度運用、運用方針素案等を御検討いただきました。

本日の第 5 回部会では、前回部会の修正案について御検討いただくこととしております。

今後の予定でございますが、7 月の都市計画審議会で中間報告を行いまして、その後パブリックコメントを行い、いただいた御意見を踏まえた上で、11 月の都市計画審議会において部会最終報告及び答申案の審議をお願いしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

本日の会議時間は約 1 時間 40 分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第 18 条により、部会長が部会の会議の議長となっておりますことから、藤原部会長、よろしく願いいたします。

○**藤原部会長** 皆さん、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第 5 回目になりますが、部会を始めさせていただきます。

今日は、前回いろいろ御意見をいただきましたものを受けて、その見直した案を提示するというのが大きな目標でございます。

忌憚のない御意見をいただきましたらと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

審議に入ります前に、本日の出席委員ですが、本日は 12 名中 8 名の出席をいただいております。2 分の 1 以上の出席を満たしておりますので、審議会運営規則第 17 条第 3 項によりまして、この会が有効に成立していますことを、まずは御報告いたします。

それから、本日の議事録署名委員をお願いしたいと思います。

今回は杉原委員、西名委員御両名をお願いいたします。

2 議事

(1) 第 4 回都市政策部会の修正案について

【資料説明】

○**藤原部会長** それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、前回の部会での意見を踏まえた修正案及び「広島県都市計画制度運用方針(素案)」の修正案について事務局より御説明をいただきまして、そののちに意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局から、議事(1)第 4 回年政策部会の修正案について御説明をお願いいたします。

○**事務局** 広島県土木建築局都市計画課の栢と申します。

前回の第 4 回都市政策部会においていただきました御意見への対応について御説明をさせていただきます。

これ以降は着座にて御説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

これからの説明でございますが、資料 3 をもとに御説明をさせていただきますので、資料 3 をお手元に置いていただき、その他の資料を御参照いただきながら御説明をお聞きいただければと考えております。

それでは、資料 3「第 4 回都市政策部会における意見の対応整理表」をごらんください。

前回部会でいただきました御意見につきましては、表紙の目次に示しておりますように、大きく分けまして、「将来像の実現に向けた基本方針」に関する御意見、「具体の制度運用」に関する御意見、「広島県都市計画制度運用方針(素案)」に関する御意見といたしまして、いただいた御意見の趣旨とその対応方針について説明をさせていただいております。

それでは、資料 3 の 1 ページをごらんください。

「将来像の実現に向けた基本方針」に関する御意見について説明いたします。

(1)「魅力あふれる都市」における「③住民主体による提案制度の活用」について、「住民のホスピタリティー精神が浸透していない」という表現に対し御指摘をいただきました。

また、イメージ図につきましては、現状認識で使っている言葉が将来像で出てこないことに対し、説明としてわかりにくいといった御指摘がございました。

これらの御指摘を踏まえ、1 点目の「住民のホスピタリティー精神が浸透していない」という表現について削除させていただいております。

2 点目の現状認識と将来像とで表現を統一させていただいております。

具体的には、資料 4「将来像の実現に向けた基本方針」の 20 ページをごらんください。

「③住民主体による提案制度の活用」において、左側、「現状の都市像のイメージの」の説明

文につきまして、「③住民が地域にある自然景観や歴史的建築物、まちなみ、文化財などの魅力に気付いておらず、人材やノウハウもないため、地域資源を活用したまちづくりができていない。」において、御指摘のあった文言を削除し、修正させていただきます。

また、右側、「施策展開後の将来像のイメージ」の説明文につきまして、3行目から、「本県の特徴である「平和」をキーワードとする世界的な知名度」「内海と山々が織りなす豊かな自然環境」など、地域の自然景観や歴史的建築物、まちなみ、文化財などの資源を活用した多様な人々を呼び込む環境を整備・創出する取組を促進する」と修正し、現状と将来で表現を統一しております。

続きまして、資料3の2ページをごらんください。

(2)「住民主体のまちづくりが進む都市」に関する事項についてでございます。

「①段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進」に関して、意見趣旨にありますとおり、イメージ図について、矢印の行き先は「まちづくり」ではなく「あるべき将来像」であろうし、「行政」「住民」についても整理が必要であり、図を再考したほうがよいといった御指摘と、住民主体のまちづくりが進む都市のイメージ図について、同じものとなっているが、一つは住民からの取り組み、もう一つは住民に向けた取り組みになることから、図が一緒であると理解しにくいといった御指摘の2点がございました。

資料4「将来像の実現に向けた基本方針」の22ページ、23ページを御参照ください。

御指摘を踏まえまして、「段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進」におけるイメージ図について、「目指すべき将来像」へ向けてまちづくりを行う表現とし、「行政」「住民」等についても構成の見直しを行いました。

また、大きく二つに方針を分け、22ページには「(1)主体的にまちづくりを行う人材がいない場合」について、23ページには「(2)主体的にまちづくりを行う人材がいるものの、住民主体のまちづくりが進んでいない場合」について、それぞれ記載しております。

なお、住民からの取り組み、住民に向けた取り組みがそれぞれ明確となるよう、都市に係るイメージ図の内容を見直すとともに、住民からの取り組みを赤色、住民に向けた取り組みを緑色により記載しております。

それでは、22ページをごらんください。

「(1)主体的にまちづくりを行う人材がいない場合」における左側の施策展開前におけるイメージの説明文を、「地域のまちづくりへの関心が高まっており、よりまちづくりへの機運醸成が必要な状況であるが、まちづくりの担い手を育成する環境が整っておらず、主体的にまちづくりを行う人材が不足している」と修正し、右側ですが、施策展開後におけるイメージの説明文を「まちづくりの担い手として住民が自発的にまちづくりに参加すること促すため、行政がまちづくりや都市計画に関する広報・周知活動、民間団体の交流の場づくり、まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催などを図ることにより、主体的にまちづくりを行う人材(まちづくりリーダー)の育成を促進する」へと修正いたしました。

続いて23ページ、「(2)主体的にまちづくりを行う人材がいるものの、住民全体のまちづくりが進んでいない場合」です。

左側、施策展開前におけるイメージの説明文を「主体的にまちづくりを行う人材はいるものの、まちづくり手法や都市計画に関する知識や経験が乏しいため、住民等が主体となったまちづくり

につながりにくく、住民側から行政へまちづくりの意見や要望を挙げた上で、行政が主体となりまちづくりを行うなど、住民発意型のまちづくりが進んでいない」へと修正します。

また、右側、施策展開後におけるイメージの説明文を、「行政から住民等に対し、都市の状況・制度をはじめとする情報発信の強化・充実などを行うことにより、住民等のまちづくりと都市計画に関する知識の普及・啓発、理解の促進を図ることで、住民側からの都市計画提案制度を活用した都市計画の案の提案がなされるなど、住民等が積極的にまちづくりに関わり、住民等と行政が協同しつつ、住民等による主体的なまちづくりを促進する」へと修正いたします。

「将来像の実現に向けた基本方針」についての説明は以上でございます。

続きまして、資料 3「意見整理表」の 4 ページをごらんください。

「具体の制度運用」に関する御意見への対応について御説明させていただきます。

まず、「(1)コンパクト＋ネットワーク型の都市」に関する事項についてでございます。

「③区域区分の新規設定」において、区域区分の適用を検討することについて、実施主体を明示してほしいとの御意見がございました。

資料 5「(1)コンパクト＋ネットワーク型の都市」の 7 ページをごらんください。

「③区域区分の新規設定」に関して下段に記載しております「具体の制度運用」において、実施主体が県である旨を追記いたしております。

資料 3「意見整理表」の 4 ページの下段にお戻りください。

「⑥用途地域の変更」についてでございます。

県の役割を具体的に記述してほしいとの御意見がございました。

資料 5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の 20 ページをごらんください。

「⑥用途地域の変更」関し、「具体の制度運用」の 6 行目から、「なお、用途地域の変更を行うにあたっては、各市町は素案などを作成する段階から県関係機関との調整を進めるものとし、県は技術的な助言を行うとともに、必要に応じて、用途地域の変更により隣接市町へ影響が及ぶと考えられる場合は関係市町との広域的な調整を行う」とし、県の役割を追記いたしました。

こちらにつきましては、同じ表現がございます資料 5 の 41 ページ、「⑬用途地域の変更」の下段、「具体の制度運用」におきましても同様に修正をさせていただいております。

資料 3「意見整理表」の 5 ページの上段へとお戻りください。

「⑨市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導」についてでございます。

立地適正化計画を用いて都市の集約化を図るに当たり、こちらも先ほどと同様に実施主体を明示してほしいとの御意見がございました。

こちらにつきましては、資料 5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の 31 ページをごらんください。

「④市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導」における下段の「具体の制度運用」におきまして、実施主体である市町を明示し、市町が立地適正化計画の策定主体であることがわかるよう修正いたしました。

こちらにつきましては、同様に資料 5 の 1 ページ、「①市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導」の下段、「具体の制度運用」においても同様の修正をさせていただいております。

資料3「意見整理表」の5ページ右欄に記載しております「対応方針」の2行目をごらんください。

先ほど御意見のありました県の役割についてでございますが、立地適正化計画の策定に向け、この運用方針において居住・都市機能の誘導に関する方針を示すとともに、関係市町間の広域的な調整を行うという県の役割をお示しております。

続きまして、同じく資料3の5ページ下段をごらんください。

「⑮特定用途制限地域と一体運用による建蔽率・容積率などの最高限度の引き下げ」において、特定用途制限地域の指定について、実施主体を明示してほしいとの御意見がございました。

こちらにつきましては、資料5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の45ページをごらんください。

「⑮特定用途制限地域と一体運用による建蔽率・容積率などの最高限度の引き下げ」の下段、「具体の制度運用」において、実施主体である市町を明示し、市町が実施主体であることがわかるよう修正いたしました。

こちらにつきましては、資料7「活力を生み出す都市」の11ページの「⑤特定用途制限地域と一体運用による建蔽率・容積率などの最高限度の引き下げ」の下段、「具体の制度運用」においても同様の修正をさせていただいております。

資料3「意見整理表」の6ページ上段をごらんください。

「⑩多彩なまちづくり制度の活用を促進するメニュー集の作成」について、作成主体を明示してほしいとの御意見がございました。

こちらにつきましては、資料5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の49ページをごらんください。

「⑩多彩なまちづくり制度の活用を促進するメニュー集の作成」に関し、下段に記載しております「具体の制度運用」において、作成主体である県を明示し、県が作成主体であることがわかるように修正いたしました。

資料3「意見整理表」の6ページ下段をごらんください。

「⑫市街地再開発事業」について、整備手法の検討主体の明示及び県の役割について具体的な記述をしてほしいとの御意見がございました。

資料5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の65ページをごらんください。

「⑫市街地再開発事業」に関し、下段に記載しております「具体の制度運用」の3行目から、「県、市町は、周辺市街地や周辺の拠点地区における良好な市街地形成に有効な整備手法として検討するとともに、民間による事業の促進のために指導や技術的な支援を検討する。また、市町は、市街地再開発事業の事業展開に応じて、適切な宅地の利用により目指すべき市街地の形成や良好な都市環境の保全が図られるよう、必要に応じて地区計画なども併せて検討する」へと修正いたします。

こちらにつきましては、資料7「活力を生み出す都市」の25ページ、「⑩市街地再開発事業」における下段、「具体の制度運用」においても同様の修正をさせていただいております。

資料3「意見整理表」の7ページをごらんください。

「(2)安全・安心に暮らせる都市」についてでございます。

「③密集市街地の防災性の向上」のための取り組みについて、コスト負担策について御質問がございました。

これにつきましては、国において「防災街区整備事業」などで、建築物及びその敷地の整備に要する費用を一部補助する制度がございます。

しかしながら、補助制度につきましては、制度改正などにより制度名・補助メニューが今後も変更となる場合がございますので、本運用指針において個別の補助制度の記載はいたしておりません。

参考までに、この御意見につきましては、今回配付した資料では、資料 6 の 11 ページになりますが、以上のようなことから、本文の修正等を行っておりません。

7 ページ下段をごらんください。

「⑥建築物や宅地の耐震化・防災対策の推進」に対するコスト負担策について御質問がございました。

まず、①建築物の耐震化についてです。

市町において住宅が木造住宅の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を補助する制度を設けております。

また、一部の市町では、不特定多数の人が利用する大規模な建物や重要な避難路などの沿道建築物の耐震診断の費用の一部を補助する制度などを設けております。

国及び県では、耐震診断の実施及び耐震結果の報告を義務づけた広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用の一部を補助する制度を設けております。

次に、②宅地の耐震化について御説明をいたします。

国では、地方公共団体及び宅地所有者などを対象といたしまして、大規模盛り土造成地が滑動崩落することを防止するための事業に要する費用の一部を補助する制度を設けております。

なお、先ほど申し上げた理由から、本運用方針におきましては、個別の補助制度についての記載はしておりません。

同様に、今回の資料は資料 6 の 19 ページにその内容を記載しております。

資料 3「意見整理表」の 8 ページをごらんください。

「⑩空き家対策」について御説明をいたします。

空き家の発生は、耐震化や不燃化のためのコスト負担が困難であったり、放置しても所有者に不利益が発生しないことなどがその要因として考えられるのではないかと御指摘がございました。

この御指摘を踏まえ、空き家の発生原因について追記しています。

資料 6「安全・安心に暮らせる都市」の 31 ページをごらんください。

「⑩空き家対策」における「現状」について、「県下の空き家数は増加傾向にあり、その中には所有者の高齢化や遠方居住、経済的理由などから適正な管理がなされず、防災、衛生、景観などの地域住民の生活影響に深刻な影響を及ぼしている空き家が存在する」として、空き家の発生原因を追記いたしました。

同じく資料 6 の 32 ページをごらんください。

「Ⅱ-⑩-1 空き家の所有者等が抱えていると思われる問題」といたしまして、「空き家問題等に関する市町アンケート調査では、所有者の経済的理由や遠方居住などによる管理の困難さな

ど」が挙げられております。

このアンケート結果から、空き家の所有者などが抱えていると思われる問題といたしまして、「ア. 適正管理」「イ. 除去」の二つのグラフを追記させていただいております。

資料 3「意見整理表」にお戻りください。

「活力を生み出す都市」について御説明いたします。

「⑥ミクストユースによる緩やかな土地利用の更新」について、「地場産業と既存集落の共存が望ましい場合」、そして「まちなか居住を促進することが望ましい場合」について、誰がそれを判断するのか明示してほしいとの御意見がございました。

これにつきましては、資料 7「活力を生み出す都市」の 13 ページをごらんください。

「⑥ミクストユースによる緩やかな土地利用の更新」における下段の「具体の制度運用」において、実施主体を明示し、市町が実施主体であることがわかるように修正いたしました。

こちらにつきましては、資料 5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の 55 ページ「⑧ミクストユースによる緩やかな土地利用の更新」における下段の「具体の制度運用」においても同様の修正をさせていただいております。

資料 3「意見整理表」の 9 ページ下段にお戻りください。

「⑩市街地再開発事業」において、再開発等促進区などの指定を行うことについての実施主体を明示してほしいとの御意見がございました。

これにつきましては、資料 7「活力を生み出す都市」の 25 ページをごらんください。

「⑩市街地再開発事業」に関して、下段の「具体の制度運用」において、実施主体を明示し、市町が実施主体であることがわかるように修正いたしました。

こちらにつきましては、同じ内容で資料 5「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の 65 ページ「⑫市街地再開発事業」に関する「具体の制度運用」においても同じような修正をさせていただいております。

資料 3「意見整理表」の 10 ページをごらんください。

「⑫歩きやすく移動しやすい都市空間づくり」について、時代の変化に合わせ、都市計画駐車場の廃止・見直しを具体的手に記載してはどうかとの御提案がありました。

これを踏まえて、都市計画駐車場の廃止・見直しに係る事項について追記いたします。

資料 7「活力を生み出す都市」の 31 ページをごらんください。

「⑫歩きやすく移動しやすい都市空間づくり」に関する下段の「具体の制度運用」について、下から 3 行目、「併せて、都市計画駐車場について、周辺駐車場の需給状況、公共交通への転換や歩行者優先の都市構造への転換を踏まえ、廃止を含めた見直しの検討を行う」と修正いたしました。

資料 3「意見整理表」の 11 ページにお戻りください。

「⑬エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」についてでございます。

「誰が」「どうやって」エリアマネジメントの導入を促進するのかといったといった御指摘がございました。

これを踏まえ、エリアマネジメントの導入について課題を整理するとともに、導入主体や手法を明確にするため、県や市町による支援について追記いたします。

資料 7「活力を生み出す都市」の 33 ページをごらんください。

「⑬エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」において、上段に記載がございます「現状」のうち、下 2 行、「県内でもエリアマネジメントの取組が始まっているが、活動の普及には初期段階におけるまちづくりを行う人材の不足や活動資金の調達などの課題がある」へと修正いたします。

また、下段に記載しております「具体の制度運用」におきまして、下から 7 行目から、「県や市町は、このような活動に取り組むエリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりの促進を図る。また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となる。そのため、市町がエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、都市再生推進法人として指定したエリアマネジメント団体に交付金として交付する地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用を検討する」と追記いたします。

こちらにつきましては、同様に資料 8「魅力あふれる都市」の 3 ページにおきましても修正させていただきます。

資料 3「意見整理表」の 12 ページをごらんください。

同じく「エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」について、エリアマネジメントは「活力を生み出す都市」「魅力あふれる都市」とも出てきていることから、「活力を生み出す都市」のための狙い、「魅力あふれる都市」のための狙いを明確化したほうがよいとの御指摘がございました。

この御指摘を踏まえ、エリアマネジメントの取組を「活力を生み出す都市」と「魅力あふれる都市」にそれぞれ分けた記載といたします。

先ほどごらんいただきました資料 7「活力を生み出す都市」の 33 ページをごらんください。

「活力を生み出す都市」のための狙いといたしまして、「⑬エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」のうち、下段に記載の「具体の制度運用」について、8 行目から、「この取組の中で、都市に活力やにぎわいの創出を図るため、まちの情報発信やイベント開催、道路・広場などの公共空間の利活用、空き家・空き地の再生などの具体的な取組を推進する必要がある」と修正いたします。

資料 8 の 3 ページをごらんください。

もう一方の「魅力あふれる都市」のための狙いといたしまして、「②エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」における下段の「具体の制度運用」について、8 行目から、「この取組の中で、まちの魅力を高めるため、景観形成に関するガイドラインの作成や、それにつくってくまちなみ、緑化空間、公開空地の適切な維持・管理などの具体的な取組を推進する必要がある。」と修正いたします。

次に、「魅力あふれる都市」に関する事項についてでございます。

資料 3「意見整理表」の 13 ページにお戻りください。

「①老朽建物の更新を契機とした個性的で魅力的な都市空間づくり」に関して、「それぞれの市町の魅力の打ち出し方については、県ではなく市町が当事者となったほうが推進していきやすい。魅力とは何か、市町に自分でしっかり考えてもらうことを促す記載が必要ではないか」との御指摘がございました。

御指摘のとおり、それぞれの市町の魅力の打ち出し方については、県ではなく、市町が当事者となって考えていく必要があると考えております。

なお、事務局といたしましては、そのまちの将来像に向かって取り組みを進めていくのは、市町だけではなく、住民もかかわっていく必要があると考えていることから、市町と住民が連携してエリアの将来像やまちづくりのコンセプトを定め、それに基づいて魅力あるまちなみの形成を図っていくという表現に修正いたします。

資料 8「魅力あふれる都市」の 1 ページをごらんください。

「①老朽建物の更新を契機とした個性的で魅力的な都市空間づくり」における下段の「具体の制度運用」について、「老朽建物の更新が個別に進められた場合、建物の形態意匠などがばらばらで、統一感のないまちなみが形成されることや、空き家や空き地などの低未利用地が発生したりするなど、まちの魅力の低下を招くおそれがある。このため、市町や地域住民が連携して、エリアの将来像やまちづくりのコンセプトを定め、それに基づいて、地区計画などを活用することにより、建築物の形態、意匠や壁面の位置などを制限し、地区の特性に応じた魅力あるまちなみの形成を図る。また、広島市・福山市の中心部など、地域の活力創出のため、土地の高度利用や業務・商業機能の充実・強化が必要とされる地区においては、市街地再開発事業による面的整備、既存建築物のリノベーションなどにより、個性的で魅力的な都市空間づくりを行う市街地整備を推進する。」と修正いたします。

資料 3「意見整理表」の 14 ページをごらんください。

「③景観法に基づく景観計画策定の推進」に関し、県の役割を具体的に記述してほしいとの御意見がありました。

御指摘を踏まえ、県の役割がわかるように修正いたします。

こちらにつきましては、資料 8「魅力あふれる都市」の 7 ページをごらんください。

「③景観法に基づく景観計画策定の推進」について、下段に記載しております「具体の制度運用」において、県の役割について追記いたしました。

資料 3「意見整理表」の 14 ページ下段にお戻りください。

「⑤歴史的な景観の維持・向上」に関して、歴史ある建築物が使われず、何もできないまま放置されているものに対し、それを生かすシステムや利用できる制度についてもう少しわかりやすく記載してほしいとの御意見がございました。

御指摘のとおり、歴史的な建造物が運用されないままとなっていることに対して、まちづくりの手法を利用して保存・活用していく必要がございます。

これにつきましては、資料 8「魅力あふれる都市」の 13 ページをごらんください。

「⑤歴史的な景観の維持・向上」において、利用できる制度を記載しております。

また、御指摘を踏まえ、どうやって活用していくのかがわかりやすくなるよう表現を工夫することとし、下段の「具体の制度運用」については 3 行目から、「このように、地域の伝統文化、歴史的風致を今に伝える地区において、例えば、地域の個性ある景観の核となる個別の建造物については、市町が景観法に基づき景観計画を策定し、景観重要建造物の指定を行うことにより、所有者及び管理者に建造物の価値や重要性を認識してもらうとともに、適正な維持管理を義務付けるなど、歴史的なまちなみや建築物を保存する取組を推進する。」と修正いたします。

資料 3「意見整理表」の 15 ページにお戻りください。

「(5)住民主体のまちづくりが進む都市」について御説明いたします。

「①インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示」について、世の

中的にもオープンデータ化の取り組みが議論されているという今の時流を受けた書き方としてはどうか、また、都市計画の諸データの公開やオープンデータ化への取り組みを記載してはどうかといった御意見がございました。

これを踏まえまして、まず、「現状」といたしまして、オープンデータ化の取り組み求められているという表現を追加し、「具体の制度運用」においてオープンデータ化に向けた取り組みの促進を記載いたします。

こちらにつきましては、資料 9「住民主体のまちづくりが進む都市」の 1 ページをごらんください。

「①インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示」において、上段に記載のある「現状」を 4 行目から、「国としても、都市計画情報のオープンデータ化に向けた取組を推進しており、県や市町において更なるオープンデータ化の取組が求められている。」と修正いたします。

また、下段に記載のある「具体の制度運用」を、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークの普及に伴い、都市づくりと都市計画の知識の普及・啓発、理解の促進に向け、常に住民が都市計画に関する情報を容易に閲覧できるように、ホームページや GIS などを用いた都市の状況や制度をはじめとする情報発信の強化・充実やオープンデータ化に向けた取組を促進する。」へと修正いたします。

資料 3「意見整理表」の 16 ページにお戻りください。

前回の第 4 回部会におきまして、「今後の都市計画行政において必要となる新たな制度の提案」において、自力で情報にアクセスできない方がそのまま放置されないよう、みなが平等にアクセスできる仕組みを準備してほしいとの御意見がございました。

これを踏まえ、住民への情報提供に関する記述を追加いたします。

資料 9「住民主体のまちづくりが進む都市」の 21 ページをごらんください。

「⑩まちづくり事例集などの作成と活用支援」についての下段に記載しております「具体の制度運用」に、4 行目から、「また、作成した資料集・事例集を県のホームページで公開したり、各市町の担当窓口において配布することにより、住民にまちづくりの手法に関する情報を提供するとともに、まちづくりに関する専門家の派遣などにより、住民のまちづくり活動を支援する。」と追記いたします。

「具体の制度運用」についての説明は以上となります。

○藤原部会長 詳細な説明ありがとうございました。

【討議】

○藤原部会長 それでは、御意見を頂戴したいと思います。

ただいまの御説明につきまして御質問あるいは御意見ありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

○渡邊委員 どうもありがとうございました。非常に丁寧に修正に対応してくださったことに感謝申し上げます。

その中で、2 点ほどお話をさせてください。

資料 7「具体の制度運用(活力を生み出す都市)」の 33 ページになります。

エリアマネジメントの話で最後に負担制度の話が書いてあるんですが、これはぱっと読むとちょっとわかりにくいと思ひまして、それで、34 ページ、35 ページと事例があつて、その次の 36 ページがすっぽり抜けているので、ここの白いページに、例えば大阪市さんにこういう制度をうまく使つた事例があつたと思うので、他の府県の事例になつちやうかもしれないんですけども、そういうものを入れて、特に市町の方とか、あるいは具体的にエリアマネジメントに取り組んでいる方々が「あ、こういう方法でうまい資金調達の仕方があるんだ」ということを理解していただく上でも、そんな事例を入れてはどうかと思つたのが 1 点でございます。

もう 1 点が、資料 8「具体の制度運用(魅力あふれる都市)」の 1 ページですが、これはすごくいいと思つて、こつちの下の「具体の制度運用」の 4 行目から、市町や地域住民が連携してエリアの将来像やまちづくりのコンセプトを定めて取り組んでいきたいと思いますということなんですが、この中で、具体的な仕事としては多分地区計画を定めてということになるんでしょうけれども、この「エリアの将来像」とか「まちづくりのコンセプト」というのをどこかでオーソライズできないのかなということもちょっと思つて、これは例えばですけども、都市計画マスタープランは普通、全市構想と地域別構想みたいなものがあるんですが、その下に地区別みたいなものをつくつて、エリアごとにそういうコンセプトが定められて、その将来像をこれからみんな担保していきましょうという、何かそんなこともできるんじゃないかなと思つたので、こういった取り組みをどんどん共有して、みんなシェアしていつて、またそれを都市計画のマスタープラン等で担保してあげるといつ、何かそういう取り組みが必要なんじゃないかと思つた次第でございます。

以上 2 点でございます。

○藤原部会長 お願いします。

○事務局 今、渡邊委員から御指摘のありました 2 点についてでございますが、まず、資料 7 にあるいろいろな事例についてでございます。

こちらにつきましては、「うめきた(大阪駅北側再開発区域)」の事例など、より皆様にわかりやすいと思ひますか、想像しやすい事例を探して、記載させていただきたいと思つております。

2 点目の、資料 8 の地区計画におけるエリアの将来像やコンセプトなどをマスタープランあるいは市の総合計画などでオーソライズするような機会を設けてはどうかという御意見がございました。

これにつきましては、それぞれのマスタープラン、総合計画を策定するに当たりまして、住民の皆様方の御意見を伺ひながら、それぞれの自治体で作成しているわけでございますが、さらにもう少しエリアを区切つたところで、例えば安佐南区でいけば、石内のエリアでもさらに石内川沿ひとか、こういった小さなエリアでどのような将来像を描くか、あるいはコンセプトを描くかというのを、大きくてまずは自治体が決めて、あと、細かいところは、ワークショップなどを通じて、住民の方の御意見が反映されるような、そういったまちづくり、コンセプトづくりを目指していくような形のを今やっております。

そのようなことが幾らか表現できるようなものを少し考えさせていただきたいと思ひます。

○藤原部会長 前半の取り組み事例は、先生、具体的に何かお持ちですか。

○渡邊委員 今、事務局から話がありましたように、大阪の「うめきた」の事例がいいと思ひます。

○藤原部会長 わかりました。

ほかにかがででしょうか。お願いします。

○**村田委員** 今御指摘がありましたエリアマネジメント等の、住民主体のまちづくりに関してですが、資料9の最後のほうで御説明がありましたところで、事例集など、この支援をするツールの情報を偏りなく伝達するというのは、非常に重要なところで、前から気にしていたところですが、ここは今お話が出てきたところとすごく関連しているので、今のところはホームページで公開したり各市町の担当窓口で配布したりするというふうにかかれていますが、これを運用する地域の人たちのところに実際にどう伝わっていく道筋をイメージされているのかなというのが、私のほうがイメージできません、市町によっては積極的にアクションを促すところもあるかもしれないし、そうじゃないところもあったりすると、市町ごとの差ができてしまうんじゃないかなと思ったんですけども、その辺の伝達する仕組みみたいなことのイメージはあるんでしょうか。

○**事務局** 現在のところ具体的に「このようにする」というところまではこの中では盛り込んでいないわけですが、私どもといたしましては、県の各地で行われておりますまちづくりの取り組み、エリアマネジメントの取り組みについて、そういった事例を各市町の担当者に、あるいは市町に出向いて「このようなよい取り組みがあります」というお話をさせていただき、それから、ここにもございますように、事例集という形で、その事例集を取りまとめたものをリーフレットあるいはホームページという形で公開させていただきわけですが、地域の住民の方がまずは第1の相談窓口となる市町に行ったときに、「こういった事例集がありますよ」、あるいは「こういった取り組みはどうですか」ということができますように、私ども県のほうも各市町に対してそういった働きかけをやってまいりたいと思います。

また、市町においてもそういったまちづくりに関する相談窓口がさまざまな部署にあると思いますので、そういった窓口の紹介というようなこともあわせてやっていきたいと考えております。

○**藤原部会長** それをここに書いたほうがいいのかという御意見ですか。

○**村田委員** これはプランなので、実際の運用段階で。

○**藤原部会長** ほかにかがででしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原部会長** 完璧ということよろしいですか。

(質問・意見なし)

○**藤原部会長** そうしましたら、御意見が一旦出たようでありますので、この議題についてはここで一旦とめさせていただいて、次に移りたいと思いますけれども、ここで5分間の休憩をとらせていただきます。

休憩 14:24

(休憩)

再開 14:29

(2) 広島県都市計画制度運用方針(素案)の修正案について

【資料説明】

○**藤原部会長** それでは、皆さんお集まりのようですので、再開させていただきたいと思えます。

それでは、議事の2番目に入ります。広島県都市計画制度運用方針(素案)の修正案につい

て、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、資料3「意見整理表」の17ページをごらんください。

「広島県都市計画制度運用方針(素案)」に関する御意見への対応について御説明いたします。

まず、今後の都市計画行政において考えられる課題に関する事項についてです。

今後の都市計画行政において必要となる新たな制度の提案において、平地が多い都市部での跡地利用と傾斜地や地盤が弱いところでの跡地利用というのは内容が異なることから、住民が混同しないような書き方としたほうがよいとの御指摘がございました。

御指摘のとおり、地形や地質条件などにより災害リスクが異なり、跡地利用の仕方も変わってくるため、そのことが伝わるような表現へと修正いたします。

資料12「広島県都市計画制度運用方針(素案)」の89ページをごらんください。

「4 今後の都市計画行政において考えられる課題(1)現行制度で既に対応が困難な都市づくりの課題への対応」の8行目から、

また、移転後の跡地については、背後地が急傾斜地や谷地形である場合もあり、跡地利用にあたっては、地形・地質などを考慮した活用方法を検討する必要がある。

こうした点を踏まえ、今後の都市計画行政において求められると考える対応を次のとおり整理する。

○ 災害リスクの高い区域居住の移転を促進するインセンティブの付与

○ 地形・地質を考慮した移転後の跡地に係る新たな土地活用

と修正いたします。

資料3「意見整理表」17ページ下段にお戻りください。

「今後の都市計画行政において必要となる新たな制度の提案」として、20年後のまちづくりに向けて必要となるものについて、想定されるものを各委員より聞き取り、問題提起をしておく必要があるのではないかといった御指摘がございました。

これにつきましては、御指摘を踏まえ、20年後のまちづくりに向けて必要になると想定されるものについて、各委員の方よりそれぞれ御意見を伺ったところでございます。

A3 横長の資料11「第4回都市政策部会における意見の対応整理 ～概ね20年後の都市づくりに向けた問題提起～」の2ページをごらんください。

こちらは、杉原委員よりいただいた意見について記載しております。

資料の上段左側に「委員意見」、資料の上段右側に「意見趣旨」としてまとめたものをそれぞれ記載しております。

杉原委員からは、①自動運転技術、②ライドシェアサービスの普及、③カーシェアリングの普及、④空中移動自動車を使った運送技術開発、⑤ドローンを使った運送技術開発、⑥空中移動自動車による僻地などへの医療サービスの提供について御意見をいただきました。

4ページをごらんください。

上段に記載しておりますように、村田委員からは①自動運転技術について意見をいただいております。

同じく4ページの中段に記載しておりますように、太田委員からは⑦5G以降の社会について意見を頂戴し、委員の皆様から合計7項目について意見を頂戴いたしました。

それでは、それぞれの意見について御説明いたします。

2 ページにお戻りください。

まず、①自動運転技術についてでございます。

自動運転技術と都市づくりとの関係について想定したものを資料下段に記載しております。

こちらについては、経済産業省が公表しております「官民 ITS 構想・ロードマップ 2018」を参考資料として検討を行っております。

おおむね 20 年後の状態として、自動運転技術は、高速道路だけでなく、一般道路でも完全自動運転化が進んでいることが想定されます。

次に、2 項目目に記載しております自動運転技術の普及に向けた課題として、ドライバーによる監視を超え、システムによる監視が求められることが想定されます。

また、自動運転により事故が生じた場合の責任の所在について、刑事責任・民事責任ともに現在議論されているところでございます。

続いて、3 項目目に記載があります都市づくりに与える影響・変化についてです。

自動運転化が実現することにより、交通事故の削減、交通渋滞の緩和、物流交通の効率化、交通弱者の解消、居住誘導区域外に居住することも一つの選択肢となるといったことが想定されます。

ただし、居住誘導区域外に居住する場合には、下水道、道路、橋梁などの維持管理費が今後必要となります。

求められる制度や対応として、都市インフラの効率的な維持管理に向け、居住誘導区域外に居住する場合の条件設定が必要となることが想定されます。

また、交通渋滞の緩和に伴い、車道の容量が余ってくることが予測され、道路空間を歩行者・自転車などの空間に再配分が必要となるといったことが想定されます。

資料 11 の 1 ページをごらんください。

①自動運転技術を初め、各委員からいただいた各意見について、「都市づくりに与える影響・変化」「求められる制度や対応」「概ね 20 年後の都市づくりに向けた問題提起」を項目ごとに想定し、整理したものでございます。

以降の項目につきましては、こちらの資料により説明させていただきます。

なお、④「空中移動自動車を使った運送技術」、⑥「空中移動自動車による僻地等への医療サービスの提供」の二項目につきましては、国による将来ビジョンや実用化に向けたロードマップが示されていないことから、現時点ではおおむね 20 年後の状況が不明瞭であるため、将来的な検討事項とさせていただきます。

続きまして、②「ライドシェアサービスの普及」についてです。

こちらについては、経済産業省が公表しております「製造業を巡る現状と政策課題」を参考資料として検討を行っております。

「Uber(ウーバー)などのライドシェアサービスによる公共交通配車サービスが普及することで、中山間地域や郊外の集落などにおける交通の利便性が向上し、中山間地域や郊外の集落などに居住するための県民の足は確保される。このような交通手段の確保とあわせて、買い物先や診療所などの生活の基礎的機能など、生活拠点の必要性も高まるため、国土交通省などが推奨する「小さな拠点整備」に係る位置づけがより一層求められる」といったことが考えられます。

次に、③「カーシェアリングの普及」についてです。

こちらについては、交通エコロジー・モビリティ財団が公表しております「カーシェアリングの普及について」などを参考資料として検討を行っております。

「カーシェアリングの普及により、自家用車の保有台数が減少するとともに、駐車場利用の需要が低下することから、市街地部で余剰となる駐車場について、計画的な統廃合が求められる。また、駐車場の統廃合により空いた土地では、市街地の空洞化を抑制し、土地の有効活用を図るため、建物用途・土地利用の規制誘導を図りつつ、都市機能集積や建物の高度利用を促進することが求められる」といったことが考えられます。

続いて、⑤「ドローンを使った運送技術開発」について説明いたします。

こちらについては、国土交通省が公表しております「小型無人機の物流事業への活用に向けて」を参考資料として検討を行っております。

「ドローンを使った運送技術開発の進展・普及により、荷捌き駐車場の必要が低下するとともに、物流経済を支える新規道路網の必要性も慎重に検討することが求められる。また、荷捌き駐車場の必要性の低下に伴い、市街地部では土地が余剰となることから、建物用途・土地利用の規制誘導を図りつつ、都市機能集積や建物の高度利用を促進することが求められる。その他に、航空法に抵触しないドローン配送ステーション整備に向けた土地活用や立体道路制度のような、ドローンが飛行する空路について都市計画決定が求められる」といったことが考えられます。

最後に、⑦第5世代移動通信システム「5G以降の社会」について説明いたします。

こちらについては、総務省が公表しております「第5世代移動通信システムについて」や、国連広報センターが公表しておりますSDGsに関する資料等を参考資料として検討を行っております。

「5G以降の社会では、あらゆるものがネットワークで高速通信されるIoTが主流となり、交通や医療など分野を問わず、経済活動や都市生活をする送る上で、社会が大きく変わると予想されている。その激動期においても都市は、アイデア、文化、生産性、社会啓発など数多くの活動で拠点として機能する必要がある。このことから、SDGsの目標である人と人とのつながりなど市民社会のパートナーシップの活性化、気候変動による異常気象への防災対策などを行いつつ、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現するため、現行の都市計画制度や計画、体制を柔軟かつ的確に構築・改変し続けることが求められる」といったことが考えられます。

これについては、資料12「広島県都市計画制度運用方針(素案)」の89ページをごらんください。

ただいま説明しました内容につきましては、「4 今後の都市計画行政において考えられる課題」において下段に記載しております「(2)概ね20年後の都市づくりに向けた問題提起」として追記いたします。

資料3「意見整理表」の18ページにお戻りください。

上段に記載しております構成について、全体が俯瞰できるよう、目次全体をフローで表すなどによって、どういう関係になっているのかを示すことでわかりやすくするようとの御指摘がございました。

こちらにつきましては、資料12「広島県都市計画制度運用方針(素案)」をごらんください。

こちらの御指摘を踏まえまして、目次の後ろに「広島県都市計画制度運用方針の構成」を追加し、全体の構成が俯瞰的にわかるようにさせていただいております。

資料3「意見整理表」の18ページ中段をごらんください。

「従来の運用方針より非常に丁寧で、全然違うスタイルの書き方となっており、都市計画を知っている人にとってはわかりにくいものになっていないか」という御意見がございました。

御指摘のとおり、都市計画の運用方針が将来像ごとに並んでおり、実務に携わる人にとっては、従来のような実務に関するものをまとめたものがあつたほうがよいと考えております。

そのため、前回の部会において事務局から説明させていただきましたとおり、都市計画の制度ごとに運用方針を整理したものを別冊として作成いたします。

こちらにつきましては、資料13「広島県都市計画制度運用方針別冊(素案)」をごらんください。

こちらの資料13は、先ほど御説明いたしました資料12の素案において将来像ごとに並んでいた運用方針を、都市計画の制度や取り組みごとに運用方針を整理したものとなっております。

目次をごらんください。

目次の第3章「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方針」についてですが、「2 都市計画制度の運用方針」の項目について、(1)が都市計画区域に関する事項、(2)がマスタープランに関する事項、(3)が都市づくりに進捗管理に関する事項、(4)が市町主体の都市計画の仕組みづくりに関する事項、次のページに移りまして、(5)が計画的土地利用に関する事項、(6)が都市施設に関する事項、(7)が市街地整備に関する事項、(8)が防災都市づくりに関する事項、(9)が魅力あるまちづくりに関する事項、(10)が住民主体のまちづくりの環境整備に関する事項というように、これまで将来像ごとに説明してまいりました運用方針を、制度ごとに分類して整理しております。

主には都市計画の実務に携わる市町などの行政職員が活用していくことを想定したものとなっております。

資料3「意見整理表」の18ページ下段をごらんください。

時代の変化に即した変更であるか一目でわかるよう、なくなった項目、増えた項目の整理をしてはどうかとの御意見がございました。

この御意見を踏まえ、現行の運用方針からの変更点を整理した表を作成いたします。

A3 横長の資料14「広島県都市計画制度運用方針の変更点について」をごらんください。

まず、「1. 広島県都市計画制度運用方針の主な変更点」について御説明いたします。

主な変更点としては5点ございます。

1 点目に、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」という将来像の実現に向けた取り組みテーマとして、新たに市町マスタープラン及び立地適正化計画の策定方針に関する項目や都市計画区域外の秩序ある土地利用の誘導に関する項目、「(6)都市施設の適切な配置」を追加しております。

2 点目に、「安全・安心に暮らせる都市」という将来像の実現に向けた取り組みテーマとして、新たに「(8)防災都市づくりの推進」を追加しております。

3 点目に、「魅力あふれる都市」という将来像の実現に向けた取り組みテーマとして、新たに「(9)魅力あるまちづくりの推進」を追加しております。

次に、「活力を生み出す都市」という将来像の実現に向けた取り組みテーマとして、新たに「(7)市街地整備の推進」「(9)魅力あるまちづくりの推進」を追加しております。

最後に、地方分権一括法に基づき県から市町へ都市計画決定に関する権限などの移譲が進んだことから、現行の運用方針における「一体的な制度運用に向けた市町村への権限移譲の推進等」を削除しております。

それでは、各取り組みテーマにおいて新たに変更・追加した記載事項について、個別に説明いたします。

「2. 広島県都市計画制度運用方針の構成の変更点について」の右側に記載がございます「見直し案の構成」をごらんください。

「(1)都市計画区域などの適切な設定」における記載事項として、人口減少や高齢化の進展、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等を踏まえた都市計画区域の再編・縮小・廃止の方針を追加しております。

次に、「(2)マスタープランなどの計画の充実」においては、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン、立地適正化計画について、その位置づけや記載すべき事項について追加しております。

また、立地適正化計画の活用により生活拠点や地域の生活拠点などを拠点として位置づけるとともに、都市機能や居住を誘導することで長期的に都市の集約を図ることについてもあわせて追加しております。

続いて、「(3)都市づくりの進捗管理」についてです。

こちらにつきましては、客観的かつ定量的なデータに基づく都市づくりの評価と、その結果を踏まえた都市計画の決定または変更について追加しております。

次に、「(4)市町主体の都市計画の仕組みづくりと県による広域調整の実施」におきましては、市町を主体とした都市計画の仕組みづくりのため、市町の都市計画決定に対する県の技術的助言及び情報提供、広域調整について追加しております。

次に、「(5)計画的土地利用の推進」におきましては、変更・追加事項として4点ございます。

1点目に、集約型都市構造の実現に向けた区域区分や用途地域の運用方針について記載しております。

2点目に、市街化調整区域における開発緩和制度(50戸連担制度など)におきましては、都市のスプロール化の一因となっていることから、必要最低限の運用となるよう、見直しや廃止を含めた検討について追加しております。

続きまして、新たに追加した「(6)都市施設の適切な配置」について御説明いたします。

こちらにつきましては、集約型都市構造の実現に向けた都市施設の整備方針や都市間相互の連携を促進し、相互補完・都市機能分担を図るため、計画的な道路・公共交通網の再構築を図ることについて記載しております。

続いて、新たに追加した(7)「市街地整備の推進」について御説明いたします。

記載事項としまして主に3点ございます。

1点目に、店舗の連続性の確保によるにぎわいづくりのため、低層部に商業、中高層に業務といった立体的な土地利用の推進について、2点目に、高次都市機能の集積強化を図るため、市街地再開発事業や地区計画の活用による土地の高度利用を推進することについて、3点目に、

歩きやすい都市空間づくりのため、駐車場の適正配置により市街地への車両流入や駐車場の散在を抑制することについて記載しております。

続いて、新たに追加した「(8)防災都市づくりの推進」について御説明いたします。

記載事項といたしましては主に3点ございます。

1点目に、住民の避難体制の確立や防災工事などのハード・ソフトが一体となった総合的な防災対策を推進し、災害リスクの高い区域の土地利用を抑制し、防災拠点や道路ネットワーク等の都市施設など、都市の防災・減災にかかわる方針を記載しております。

2点目に、災害リスクの高い区域の新たな開発を抑制するため、市街化調整区域への編入や住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限を検討することについて記載しております。

3点目に、被災市街地の早期振興まちづくり計画の策定を促進し、被災前の水準への復旧のみにとどまらず、各地域の将来計画を見据えて立案することについて記載しております。

次に、「(9)魅力あるまちづくりの推進」について御説明いたします。

景観法を踏まえ、都市の景観・環境の保全・向上にかかわる取り組みと、都市計画提案制度の活用やエリアマネジメントなど地域住民による自律的な取り組みの促進による良好な景観形成についての方針を記載しております。

最後に、「(10)住民主体のまちづくりの環境整備」についてです。

こちらにつきましては、都市計画提案制度の普及やまちづくりを担う人材・組織の育成・支援など、住民主体のまちづくりを促進するための方針について記載しております。

それぞれの詳細につきましては、資料の2ページ以降にまとめておりますので、別途御確認をお願いいたします。

広島県都市計画制度運用方針(素案)における変更点についての説明は以上となります。

第4回部会においていただいた御意見に対する対応については以上でございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

【討議】

○藤原部会長 それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして御意見、御質問等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。お願いします。

○西名委員 資料12が広島県都市計画制度運用方針で、資料13がその別冊ということですね。

○事務局 はい。

○西名委員 それで、その別冊の資料13というのは、都市計画の行政に携わっておられる方にわかりやすくなるような方式・方針で整理し直されたというふうにお伺いしたんですが、そうしますと、結局、この資料12と資料13に書かれている内容は同一だと考えてよろしいですね。

○事務局(栢) はい。基本的な部分では同一でございます。

○西名委員 同一だという二つの素案と別冊のその位置づけはどこに書いてあるんですかね。

○事務局 今、西名委員から御指摘のありました点については、今はももとの素案をそのまま写したのになっておりまして、趣旨・目的というものが抜けておりました。

この点につきましては、別冊の趣旨・目的について改めて追記させていただきたいと思っております。

○西名委員 「別冊」と言うと、資料とか何かそういうのがまとめられてあるのかなとか、そんな印象をどうしても持ってしまいますので、その位置づけをはっきりしていただいたほうがよいと感じました。

○事務局 わかりました。そのようにさせていただきます。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 丁寧にお答えいただきまして、大変ありがとうございます。

意見というよりは、感想みたいなものになってしまって申しわけないですが、私、実家が実は富山市でございまして、市長が電車大好きで、コンパクトアンドネットワークというのを随分昔から聞かされてきました。地元の住民とすれば言いたいことはいっぱいあるのですが、「やってよかったかな。もうちょっと早くからやっておけばよかった」というような感じは持っています。

修正案に、ライドシェアのことを書いていただいています。「Uber」と言うと都市部というようなイメージがあるのですが、富山市でも一部のエリアでやっています。「シルバータクシー」というのがありまして、ほかでもやってらっしゃるところがあるかと思いますが、タクシーが、登録した高齢者の方を1回300円でエリア内だったらどこでも相乗りで連れて行ってくれるというサービスをしています。バス停から家がすごく遠い高齢者の人でも、お買い物とか、医者とかに行くのに非常に助かっているというシステムがあります。そういう点におきまして、先ほどから出てきたエリアマネジメントというものは計画しすごく重要になってくると思います。

例示として挙げられていたものは、駅北あたりの、都市部の割と小さなエリアを単位として書かれていましたけど、郊外のほうに行くとき大きな単位で、平成の大合併以前の市町村、割と目が行き届く単位ぐらいのエリアマネジメントみたいなものが、行政というよりは、住民主体でやっていければいいのではないかという感想を抱きました。

これが感想です。

あと、今さらですけど、1点、前から考えていたのですが、最近、「自然エネルギー」と言って、太陽光とか、風力発電とか、いろんな自然発電が可能となり、都市部でも太陽光でしたら建物の上とかに置いて発電とかができるようになっています。

そういうような、エネルギーを生み出すというようなものもこの都市計画の中に入れられたらいいのではないかと考えたりしておりました。

それらをまた御考慮いただけるといいと思います。

以上です。長くなってすみません。

○事務局 1点目にございました都市郊外におけるライドシェアの取り組みなどについては、今回の都市計画制度運用方針につきましては都市部全般についてフォローさせていただいているわけですが、もう少し視野を広げた範囲まで見ていこうというもので今回の資料もまとめさせていただいております。

今、委員がおっしゃられたように、現在、郊外や中山間部におけるライドシェアなどの取り組み、それから、説明の中でも申し上げましたけれども、今、「小さな拠点」というのが内閣府とか国交省とかでも言われているところがございます。いわゆる都市部以外のところから外れた、従来の旧町役場・村役場を小さな拠点として、そこからさらに集落へ向けての小さなネットワークを広げたまちづくりというものがうたわれてきております。

そういったところでの活用が今後も引き続き期待・検討されていくものと思っております。

そういったものがどのような形でこの中に盛り込めるのか、また、それをここで盛り込むのか、あるいは市町単位でそういったところを盛り込んでいくのかということは引き続き今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

それから、先ほどありました再生エネルギーや自然エネルギーにつきましては、今日お渡ししております資料 6「具体の制度運用(安全・安心に暮らせる都市)」の 29 ページから 30 ページ、⑩「エネルギーの効率的利用による都市空間の低炭素化」というところで、エネルギーに関することについては少し触れさせていただいております。

これは、都市部でのエネルギーについて、オフィスのエネルギー需要、あるいは今で言うコージェネレーションシステムなどの導入について触れておりますが、そういった自然再生エネルギーの活用などにつきましてどのような形の盛り込み方ができるかというのは今後引き続き考えていきたいと思っております。

○**藤原部会長** そのほかにかがでしょうか。お願いします。

○**渡邊委員** 資料 14 の変更点の一覧ですが、非常にわかりやすく整理していただいております。ありがとうございます。

どこに入れるかまでは考えられなかったんですけども、お話を伺っていて幾つかキーワードが、「こんなのが入るかな」というのがありまして、もし入っているのであればまた教えていただければいいんですけども、大きく二つあって、1 点目が、これまでの都市計画はどちらかと言うと、人口増に対応して、土地利用に追従した形で都市計画が進められてきたんですけども、これからの時代は、人口も減るし、集約型ということで、土地利用追従型の都市計画から大きく変化するんですという、何かそういう基本的な打ち出しをしてはどうかと思ったのが 1 点目であります。

もう 1 点は、これは市街地整備に関係するのか、どこに入れるかちょっとわからないんですけど、例えば官民連携とか、公的不動産の有効活用とか、アセットマネジメントとか、そういった意味で、施設のマネジメントとか、民間ができることは民間にゆだねるとか、そういった新しい方向性が結構言われているので、そういったものも入るといいかなと思った次第でございます。

以上、2 点でございます。

○**事務局** 1 点目の、今後の人口減少時代に向けて土地利用の追従からの変化というところの表現につきましては、冒頭の要旨中で触れてはいるところではありますけれども、今後、今回のこの変更点を皆様方にもっとわかりやすく、シンプルな、例えば 1 枚にまとめたようなものとか、そういったものでお示しする際に、そのあたりを踏まえたものを出していきたいと考えております。

2 点目の官民連携とか公的不動産の有効活用などについては、今、委員のおっしゃられた深いところまで書いてはないんですけども、資料 5「具体の制度運用(コンパクト+ネットワーク型の都市)」の 101 ページに、「民間などが整備する都市施設の計画的な誘導・活用」というようなところで、包括的な言葉になっておまして、深く取り入れたものまでは入ってきてないんですが、そういったところで包含させていきたいと思っております。

公的用地の利活用などにつきましては、都市施設・都市機能を誘導するための施策として、公共の土地に新たに病院とか、そういった施設を誘導するような施策補助などが現在行われているようなこともございます。そういったところを示せばというふうに考えております。

○藤原部会長 そのほかにいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原部会長 大体出ましたかね。

最後の渡邊先生の御指摘は、多分、メッセージ性としてはものすごく重要でして、いわゆる都市は土地に基づいて広がっていくからそれを何とか計画でコントロールしようという発想から、空間はあるけれどもそれをどううまく使っていくかのところに変わる転換点が今回の改訂ですよ。

ですので、従来の発想から転換したんだということは、場合によったらサブタイトルに入れてもいいぐらいのメッセージが必要なタイミングじゃないかなと思います。

タイトルを変えただけで中身はこのままだったらあまり変わらないので、後でちょっと言おうと思っていたんですが、今ここで言うとしたら、どこに入れればいいかはわからないんですけども、都市計画制度ではあるけれども、社会関係資本とか、人と人のつながりとか、「アイデンティティー」とかという、僕はあまり好きじゃない言葉ですけども、見えないものについての言及がやっぱり必要なタイミングで、それを強化していかないとコミュニティとしてなかなか成立しないし、都市としてエリアマネジメントを住民主体と言っても、その主体が崩れてしまっていたらどうにもならないので、そういったところがやっぱり必要なのかな、それでこそ土地利用からの転換ということが表に出して言えるんじゃないかなと感じました。

もう一つは、都市とゾーンというか、地域とエリアということでだんだん細かくしていく中でシームレスに制度をつくっていく方向は、すばらしいし、今回はよくできていると思ったんですけども、一方で、広がるほうの都市というのは、今の行政区分で線を引いたところが都市ということにはなっていない。

例えば東京と名古屋は通勤圏ですよ。2027年には。リニアができたあとは。

あんなことは今まで「なし」ですよ。

だけど、あるんですよ。

リニアが例えば新大阪まで出来ちゃったら、広島県はものすごく影響を受けますよね。打撃的な影響を受けるかもしれないし、絶好のチャンスかもわからない。そこはよくわからない。

「都市計画」と言う「市町の行政区分を単位としてやるべきだ」みたいなところが今まではあったんですけども、それがだんだん崩れているというのもあって、これは今後起きることのところにちょっと書けばいいぐらいのことかもわかりませんが、技術開発に対してどうするかというのはものすごく細かくいろいろ言及していただいている一方で、都市そのものが変わるとか、人と人のつながりが変わるみたいなところは、もうちょっと書いてもいいかなと思いました。

最後は、激甚災害が、起きるか、起きたという前提で書いておかないと、あとで使えないかなと思うんです。

広島県に直下型の大地震が来ることはないにしても、よそで起きたときの受け皿に我々になるのは間違いないので、そこももうちょっと都市計画の中に入れておいていいかなと思います。雨が降ったから我々がどうしようということももちろんそうなんですけれども、定住・移住とか、余暇も含めて、災害が起きたときに、よそから人がやって来たときの仕組みづくりみたいなのもどこかに要ると感じました。

というか、そういうところを突くしかなくて、あとは大体うまく書けているので言うことがなかったということなんですけれども、今の点はブラッシュアップする過程の中でどこかにちりばめておいて

もいいと感じます。

ほかに先生方で、どうしても一言言っておいたほうが良いようなことはございますでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原部会長 そうしますと、まとめに入りますけれども、本日いただいた御意見は、例を追加していただくとか、整理の仕方を変えていただくとか、副題をつけるとか、いろいろございましたけれども、根本的に大きな変更というのはなかったように思います。

従いまして、7月の審議会の中でこの部会の案を中間報告することになりますけれども、今日の議論の内容をベースにして、事務局のほうで若干修正していただいた内容を審議会にお諮りするということで進めていくという方針でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、大変ですけれども、引き続き修正をよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の議論は終わりたいと思います。

事務局にお戻します。

3 閉会

○司会 ありがとうございます。

次回は7月下旬ごろの審議会において中間報告をさせていただきます。

皆様、本日はありがとうございました。

閉会 15:12

都市政策部会委員名簿

令和元年6月13日現在

第5回

氏名	所属等	備考
渡部 伸夫	広島商工会議所副会頭	
○ 杉原 教美	広島国際大学教授	
○ 渡邊 一 成	福山市立大学教授	
○ 藤原 章 正	広島大学教授	部会長
○ 西 名 大 作	広島大学教授	
太 田 育 子	広島市立大学教授	
○ 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授	
原 田 弘 子	内閣官房地域活性化伝道師	
代 水 谷 誠	中国地方整備局長	
代 大 浦 久 宜	中国四国農政局長	
代 土 肥 豊	中国運輸局長	
吉 田 隆 行	坂 町 長	

都市政策部会幹事名簿

氏名	所属等	備考
西 野 博 之	地 域 政 策 局 長	
友 道 康 仁	土木建築局都市建築技術審議官	